【当院に通院している患者さまへ】厚生労働大臣が定める掲示事項について

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

医療 DX 推進体制整備加算に関する掲示
医療 DX を推進すべく、当院ではすでにオンライン資格確認に対応しており、マイナ保険証を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。今後は電子処方箋、電子カルテ情報共有などを進めます。

医療情報取得加算に関する掲示
当院は、薬剤情報・特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行い、質の高い医療の提供に努めております。

発熱外来に関する掲示
当院は、第二種協定医療機関（発熱外来）に指定されております。感染対策をできる限り十分に行っており、適切な抗菌薬を処方しております。また発熱や咳など感染症状があった場合には、空間、動線を分けて診察、治療を行っております。

処方についての掲示
当院では、後発医療品があるお薬については、特別な理由がある場合を除き、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方しています。医薬品の供給状況や、長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者さんの希望を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明致します。

生活習慣病管理料算定対象の方へのお知らせ
当院では、病状に応じ、医師の判断で、28 日以上の長期の処方を行う事、リフィル処方せんを発行する事が可能です。いずれの場合も患者さまのご希望によるものではなく、医師の判断による処方と決められておりますのでご了承ください。

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行についての掲示
当院では、領収書の発行の際に、原則として個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しています。発行を希望されない方は、受付スタッフまでお申し出ください。

令和 6 年度診療報酬改定における賃上げに係る掲示
当院では、患者さまへの質の高い医療提供を目指し、職員の賃金を改善すべく外来・在宅ベースアップ評価料（I）を令和 7 年 3 月 1 日より算定しております。